

午前九時〇〇分開会

午前九時〇〇分開議

○議長（繁田拓治君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、令和7年美浜町議会第3回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第126条の規定によって、7番 谷重幸議員、8番 古山議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。

事務局長から、別紙会期予定表を説明します。

○事務局長（野田佳秀君） 説明します。

令和7年美浜町議会第3回定例会会期予定表。

9月10日水曜日、本会議

1番、会議録署名議員の指名

2番、会期の決定

3番、諸報告

4番、全議案の提案理由説明

散会后、各常任委員会、各特別委員会を開きます。

11日木曜日、本会議、一般質問。

12日金曜日、休会。

13日土曜日、14日日曜日、15日月曜日、休会、閉庁でございます。

16日火曜日、休会。

17日水曜日、本会議、議案審議。

18日木曜日、本会議、議案審議。

19日金曜日、本会議、議案審議。

以上です。

○議長（繁田拓治君） お諮りします。

本定例会の会期は、事務局長説明のとおり、本日から9月19日までの10日間にした
いと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月19日
までの10日間に決定しました。

日程第3 諸報告を行います。

本定例会に提出された議案はお手元に配付していますが、事務局長から報告します。

○事務局長（野田佳秀君） 報告します。

報告第1号 令和6年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議案第1号 電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約を廃止する規約について

議案第2号 美浜町印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第3号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

議案第4号 美浜町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

議案第5号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第6号 美浜町が設置する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第7号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第4号）について

議案第8号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第9号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第10号 令和7年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第11号 教育委員会教育長の任命について

議案第12号 教育委員会委員の任命について

認定第1号 令和6年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和6年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和6年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和6年度美浜町下水道事業会計決算認定について

認定第6号 令和6年度美浜町水道事業会計決算認定について

以上です。

○議長（繁田拓治君） 町長提出議案は以上です。

次に、令和6年度決算審査結果等について文書報告を受けています。お手元に配付のとおりですが、監査委員から報告を受けます。鈴木議員。

○監査委員（鈴木基次君） おはようございます。

それでは、令和6年度の決算審査報告を行います。

地方自治法第233条第2項及び同条第5項の規定により、令和6年度美浜町一般会計歳入歳出決算及び特別会計3会計の決算等について、8月20日、21日、25日に審査したので、その結果を報告します。

令和6年度中に実施した例月出納検査・定期監査・随時監査等の結果を参考にしながら、関係諸帳簿並びに諸書類を照査の上、審査を実施しました。

令和6年度決算審査意見書につきましては、お手元に配付のとおりです。

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出予算整理簿は、法令に基づいて調整されており、計数は関係帳簿及び証拠書類等と照合した結果、計数的に正確であり、内容も正当なものである。

審査の意見。

一般会計の歳入は10.79%の増加、歳出は12.28%の増加の結果となっている。歳入の増加は、寄附金（ふるさと納税）、繰越金、地方交付税の増加の影響が大きく、歳出の増加は総務費、教育費の増加が大きい。

各担当課の決算報告については、令和6年度一般会計歳入歳出決算書及び特別会計歳入歳出決算書を用いて決算報告が行われ、報告及び説明について問題とするところは見当たらなかった。

令和6年度決算の特徴的な箇所は、歳入については、防災まちづくりみらい課の担当する寄附金（ふるさと納税）の増加があるが、返礼品費用と事務手数料の寄附金額に対する割合が適切であり、報告も規則に従い行われているという説明を受けた。また、同課を中心に全職員を挙げて取り組まれた町制施行70周年記念行事について、多額の費用を要したが、多数の来場者があり、交流人口の増加につながった旨の説明を受けた。ふるさと納税の返礼品にキャンプ場等の利用の可能性について質問を行っている。

農林水産建設課では、狭小道路整備の成果報告を受け、それに係る土地買収の価格決定方法について質問を行い、それに対する説明を受けた。また、例月出納検査時に説明を受けた農業振興地域内の農地転用についてのトラブルについて、現状報告も受けている。

その他の各課決算報告についても十分な説明を受け、業務を把握しているものとみられる。

歳入については、寄附金（ふるさと納税）を元に財源確保を行っているが、その他のものについては厳しい状況下にある。教育施設整備基金のように将来必要となる費用については、あらかじめ準備し、必要に備えるとともに、引き続き効率・効果的な運用により住民福祉の向上を図り、人口減少を食い止め、自主財源確保をできる町づくりに期待します。

次に、地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和6年度美浜町下水道事業会計、美浜町水道事業会計の決算書類について、7月11日に審査したので、その結果を報告します。

決算審査に当たって、町長から提出された決算書類が地方公営企業法及び関係法令に基づいて作成され、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか検証するため、決算諸表、その他帳簿及び証拠書類との照合等のほか、関係職員から決算について説明を聴取するなどの方法により審査しました。

また、事業の経営内容を把握するため、計数の分析を行うとともに、公営企業経営の基本原則である経済性の発揮及び公共の福祉の増進に寄与しているか、その他、令和6年度中に実施した例月出納検査・定期監査・随時監査の結果も参考にしながら審査を実施しました。

令和6年度決算審査意見書につきましては、お手元に配付のとおりです。

審査に付された決算報告書は、地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認める。

審査意見。

決算審査及び例月出納検査等を通じて下水道事業・水道事業の会計処理は適正に行われており、違和感を感じることはなかった。両事業に共通することとして、給水人口の減少が続く中、水需要の低下は避けられず、事業損益は事業量の減少により厳しい状況にある。

令和6年度は、水道料金の改定による基本料金の値上げにより、現在は経営維持できているが、余力は乏しく、引き続き有収率の高率維持等による効率的運営に努められたい。

また、現在、都市部での大規模漏水事故の多発報道がされている。必要な点検を怠りなく行い、事故防止に努め、事故発生による多額出費を事前対応により圧縮し、将来にわたる安定的で持続可能な下水道事業・水道事業の経営に期待します。

最後に、令和6年度決算に基づく健全化判断比率審査及び資金不足比率の意見審査書。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算に係る健全化判断比率・資金不足比率等について、8月25日に審査したので、その結果を報告します。

町長から提出された健全化判断比率・資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

令和6年度の健全化判断比率において、一般会計と一般会計以外の全ての会計の赤字額はなく、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はともに発生していない。

実質公債費比率についても、早期健全化基準を大きく下回っている。

昨年度と比較して若干の増加（0.3%）については、一部事務組合の負担金増加による影響が大きいと見られ、問題とするものではないと見られる。

将来負担比率はマイナス数値となり、健全化判断比率の状況へ表記されない。

健全化判断比率及び資金不足比率は、法令に基づき財政状況を客観的に判断する財政指標であることにより、指標を意識しつつ住民福祉が向上する財政運営を願いたい。

以上で報告を終わります。

○議長（繁田拓治君） 次に、議員派遣の件についての派遣結果の報告については、お手元に配付のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定によって、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しています。

次に、教育長から、令和7年度美浜町教育委員会点検評価報告書が提出されています。お手元に配付のとおりです。

これで諸報告を終わります。

日程第4 全議案の提案理由説明を求めます。町長。

○町長（藪内美和子君） おはようございます。

令和7年美浜町議会第3回定例会に提案いたしました報告1件、議案12件、認定6件について提案理由を申し上げます。

報告第1号は、令和6年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

財政の健全性に関する指標を公表し、全国一律の基準に照らし合わせて、もし基準を超えれば、再生を図るための計画策定が義務づけられるものでございますが、令和6年度の決算の結果、当町では実質赤字比率、連結実質赤字比率はいずれも赤字はなく、赤字比率は発生してございません。

また、実質公債費比率につきましては、6.8%で早期健全化基準を大きく下回っております。将来負担比率につきましては、マイナスとなり発生なしとなっております。

令和6年度決算に係る資金不足比率につきましても、対象の特別会計では、いずれも資金不足は発生してございません。

議案第1号は、電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約を廃止する規約についてでございます。

日高町役場内に設置しています戸籍データターを格納する装置について、日高町、由良町及び美浜町で共同利用するために、平成27年6月の本議会で可決された規約に基づき、日高町に保守及び運営を委託しておりましたが、現行の戸籍に関するシステムが標準準拠システムへ移行することになりましたので、電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約を廃止するものでございます。

議案第2号は、美浜町印鑑条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、印鑑登録証明の申請時における本人確認書類の提示を条文に明記することや本年の10月1日から予定しております個人番号カード等を利用した印鑑登録証明の申請が、全国のコンビニエンスストアや三尾郵便局などで行えるよう条文を追加するものでございます。

また、コンビニ交付に併せて、役場窓口において個人番号カードを提示することで印鑑登録証明の申請が行えるよう条例の一部を改正するものでございます。

議案第3号は、美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、令和7年6月4日に、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行され、選挙公営に係る選挙運動用ビラ及びポスター等の作成単価が引き上げられたことから、国の基準を参考として規定している本条例について、単価の改正を行うものでございます。

議案第4号は、美浜町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が本年1月8日に公布され、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等が図られる

ことに伴い、所要の条例改正を行うものでございます。

議案第5号は、美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が本年1月8日に公布され、勤務時間の一部について勤務しないことができる部分休業制度が拡充されたこと等に伴い、所要の条例改正を行うものでございます。

議案第6号は、美浜町が設置する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、政令である「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」の一部が改正されたことに伴い、所要の条例改正を行うものでございます。

議案第7号は、令和7年度美浜町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,772万1千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を47億7,876万7千円とするものでございます。

3ページ、第2表債務負担行為補正の追加は、新しい美浜の学校教育方針・小中一貫教育学校整備構想等策定業務について、令和8年度に必要となる金額を限度額としてお願いするものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

7ページ、地方特例交付金の追加は、令和7年度地方特例交付金の決定によるものでございます。

地方交付税の追加は、財源調整でございます。

県支出金、県補助金の追加は、和歌山県多面的機能支払事業に対する県の交付決定等によるものでございます。

繰入金、特別会計繰入金の追加は、介護保険特別会計からの繰入金でございます。

諸収入、雑入の追加は、日本緑化センター助成金と、前年度の医療費等の実績精算による追加交付分でございます。

次に、歳出について申し上げます。

11ページ、総務費、総務管理費、一般管理費の追加は、AEDを設置する費用でございます。

財産管理費の追加は、修繕費と、役務費はフロン排出抑制法によるフロン類漏洩点検料、委託料は庁舎外壁調査委託業務で、今年予定している外壁調査委託業務について、庁舎内部の調査を追加するものでございます。

青少年対策費の減額は、広域青少年補導センターの繰越金の確定によるものでございます。

電子計算費の追加は、後期高齢者医療専用端末で利用する庁舎内LAN構築費でございます。

諸費の補正は、御坊広域行政事務組合の繰越金の確定による減額と、各補助事業の精算

による償還金の追加でございます。

民生費、社会福祉費の減額は、介護保険特別会計への繰出金でございます。

13ページ、衛生費、清掃費の減額は、清掃センター負担金とクリーンセンター負担金の繰越金の確定によるものでございます。

農林水産業費、農業費の追加は、和歌山県多面的機能支払事業に対する県の交付決定等に伴うものでございます。

林業費の追加は、松保護士講習会参加に係る旅費でございます。

商工費の追加は、11月に御坊日高地域で開催される和歌山紀中サイクルフェスタHUB25において、美浜町エイドステーションで提供する補給品費でございます。

15ページ、土木費、土木管理費の追加は、橋梁メンテナンス研修受講に係る費用でございます。

道路橋梁費の追加は、道路維持費は町道和田キャンプ場線の舗装修繕工事、道路新設改良費は、町道拡幅工事と、それに伴う地積測量図作成手数料や用地買収費等でございます。

消防費の追加は、畜産センター前の防火水槽更新工事による電気通信設備移転補償費でございます。

17ページ、教育費、教育総務費の追加は、事務局費は小学校統合に係る費用で、新しい美浜の学校教育検討委員会や、新しい美浜の学校教育に関する基本方針及び小中一貫教育学校の整備に関する基本構想・基本計画の策定等でございます。

外国青年招致事業費の追加は、外国語指導助手の住居給湯器の修繕費等でございます。

社会教育費の追加は、公民館講座講師への費用弁償と、浜ノ瀬分館及び入山分館の修繕費でございます。

保健体育費の追加は、スポーツ全国大会出場補助金の追加でございます。

議案第8号は、令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,151万9千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を9億3,500万4千円とするものでございます。

子ども・子育て支援金制度の創設に伴うシステム改修費及び改修費に係る国庫補助金や、前年度の診療報酬の確定による精算分、前年度の国民健康保険関係事業費補助金の実績に伴う精算分に関する補正でございます。

議案第9号は、令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,682万2千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を9億940万6千円とするものでございます。

歳入でございますが、6ページ、繰入金、一般会計繰入金の減額は、介護給付費の増額と事務費の減額によるものでございます。

繰越金の追加は、財源調整でございます。

諸収入、雑入の追加は、前年度事業実績の支払基金から交付される精算分でございます。歳出でございますが、8ページ、総務費、総務管理費の減額は、御坊広域行政事務組合の介護認定審査会運営費分担金の確定によるものでございます。

保険給付費、介護予防サービス等諸費、介護予防福祉用具購入費、介護予防住宅改修費の追加は、実績見込みによるものでございます。

諸支出金、償還金及び還付加算金の追加は、前年度事業実績の精算による国、県、支払基金への償還金でございます。

繰出金の追加は、電算システム改修事業補助金等の精算による事務費分を一般会計へ繰り出すものでございます。

議案第10号は、令和7年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ176万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を2億8,135万8千円とするものでございます。

令和8年度から保険料に子ども・子育て支援金分が新たに含まれる制度施行に向けて、電算システムの改修に伴う補正でございます。

議案第11号は、教育委員会教育長の任命についてでございます。

現在教育長として、当町教育行政の中核を担い、その任に当たられています、美浜町大字和田437番地、塩崎善彦氏の任期が、本年9月30日までとなっています。

この度、任期を迎えるにあたり、私といたしましては、引き続き塩崎氏に教育長をお願いし、町の教育のさらなる充実、発展を図りたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第12号は、教育委員会委員の任命についてでございます。

現在、美浜町教育委員をお願いしています美浜町大字和田396番地の内2号、出口和幸氏の任期が、本年9月30日までとなっております。

出口氏は平成25年10月、教育委員会委員に任命させていただき、今日まで町の教育行政に積極的に取り組み、ご活躍いただいております。

この度、任期を迎えるにあたり、私といたしましては、引き続き出口氏を教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

認定第1号は、令和6年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて認定をお願いするものでございます。

認定第2号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和6年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和6年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上3件につきましても、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて認定をお願い

するものでございます。

認定第5号 令和6年度美浜町下水道事業会計決算認定について、認定第6号 令和6年度美浜町水道事業会計決算認定について、以上2件につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定をお願いするものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました報告1件、議案12件、認定6件について、一括して提案理由を申し上げました。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前九時三十九分散会

再開は、明日11日午前9時です。

この後、各常任委員会、各特別委員会を開きます。